

「2025年日本国際博覧会 迎賓館運営業務」 企画提案公募要領

1 業務名称

2025年日本国際博覧会 迎賓館運営業務

(1) 業務の趣旨・目的

2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）においては、現時点で160ヶ国、9の国際機関が参加し、公式行事としてのナショナルデー（ND）、スペシャルデー（SD）の開催、パビリオン視察などにより、国内外から約21,500人の賓客（随行者含む）の来訪が想定される。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）では、国、大阪府・大阪市、関係機関と連携し、多くの国内外の賓客との国際交流の場として、国際儀礼に則り、安全かつ適切な接遇を行うための施設である迎賓館を設置した。本事業においては、迎賓館における賓客の来訪に際し、適切な接遇や飲食提供を行うことにより、来訪した賓客に我が国及び万博の魅力を十分に感じて頂くことを目的とする。

なお、本事業において、迎賓館における賓客接遇や清掃等については業務委託形式、迎賓館における夜宴席等の飲食提供については営業参加形式の契約内容となる。

※ナショナルデー（ND）：公式参加国のための公式行事の日

スペシャルデー（SD）：国際機関などのための公式行事の日

(2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり

※「仕様書」などは、協会に「仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式1）」、「参加表明書（様式2）」、「参加資格保持誓約書（様式3）」を提出した者に開示する。

(3) 委託上限額

99,429千円（税込）

2 スケジュール

2024年6月28日（金） 公募開始・仕様書等提供申込受付開始・質問受付開始

2024年7月12日（金） 仕様書等提供申込受付及び質問締切

2024年7月17日（水） 質問回答

2024年7月26日（金） 提案書類提出締切

2024年8月上旬（予定） 選定委員会

2024年8月中旬（予定） 審査結果通知・最優秀提案事業者公表

2024年8月下旬（予定） 契約締結

2025年12月31日（水） 履行期間終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）、は共同企業体として有してい

ればよい。) また、各構成員は2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 次の①から③までのすべて該当する者であること。

- ① 過去5年以内に、国賓、公賓、閣僚等への飲食提供の実績があること。
- ② 外国賓客向けの和食、洋食などメニューの作成ができ、調理及びサービスまでを一貫し行えること。
- ③ 迎賓館において宴席営業の対応を行えること。

(6) 共同企業体に係る事項

① 業務形態

構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。

② 代表者要件

代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

4 応募の手続き

(1) 公募要領等の配布

① 配布期間

2024年6月28日（金）から2024年7月26日（金）

② 配布場所、配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行わない）。

<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

(2) 仕様書等の提供

① 提供申込期間

2024年6月28日（金）から2024年7月12日（金）まで

② 提供申込期間

仕様書等の提供を希望する事業者は、「仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式1）」、「参加表明書（様式2）」、「参加資格保持誓約書（様式3）」の電子データ（PDF）を電子メールにより下記（ウ）送付先へ提出すること。

※「件名」に「【仕様書等提供申込】2025年日本国際博覧会 迎賓館運営業務」と明記すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる開示申請は受け付けない。

③ 送付先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会総務局総務部総務課

送付先メールアドレス：gtn2025@expo2025.or.jp

④ 開示方法

電子メールにより順次開示する。

(3) 質問の受付及び回答

①受付期間

2024 年 6 月 28 日（金）から 2024 年 7 月 12 日（金）午後 4 時まで

②提出方法

電子メール（アドレス：gtn2025@expo2025.or.jp）

※ 「件名」は「【質問】2025年日本国際博覧会 迎賓館運営業務（事業者名）」とし、質問内容を「質問票」（様式 12）に記載してファイルを添付すること。

※協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とする。

※質問内容に応募者を特定できる内容を記載してはならない。応募者を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。

※①受付期間以外に提出された質問に対する回答は行わない。

※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせには応じない。

③回答方法

質問はとりまとめ、回答は仕様書等の開示を受けた事業者に対して、7 月 17 日（水）までに電子メールにより行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【「2025年日本国際博覧会迎賓館運営業務」の企画提案公募について】に掲載します。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

(4) 応募書類の受付

①受付期間

2024 年 6 月 28 日（金）から 2024 年 7 月 26 日（金）午後 5 時まで（必着）

②提出方法

下記の宛先へ郵送により提出すること。（持参による提出は不可）

宛先：公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会総務局総務部総務課（担当：福原）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信すること。

（送信先：gtn2025@expo2025.or.jp）

※メール送信量が 10MB を超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話を掛け着信の確認を行うこと。

（電話番号：06-6625-8618）

※土日祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）

③費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とする。

(5) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

なお、副本からは事業者名、社章等事業者を特定できる内容の記入を削除すること。

① 企画提案書（様式自由、原本 1 部、副本 5 部、原本および副本の電子媒体）

※企画提案書作成要領（別添 1）を確認の上、作成すること

- ② 応募金額提案書（様式 4：原本 1 部、副本 5 部、副本の電子媒体）
- ③ 事業実績申告書（様式 5：原本 1 部、副本 5 部）
 - ※ 3 公募参加資格（5）の履行実績を詳細に記載すること
- ④ 共同企業体で応募の場合
 - ア. 共同企業体届出書（様式 6：原本 1 部）
 - イ. 共同企業体協定書（写し）（様式 7：原本 1 部）
- ⑤ 持続可能性の確保に向けた取り組み状況について（チェックシート）（様式 8：原本 1 部）

(6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、協会は、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(7) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(8) その他

- ① 応募は 1 者 1 提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- ② 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出すること。
 応募書類は電子媒体（CD-R、DVD-R 等）に格納した PDF ファイル（企画提案書は副本のみ）でも提出すること。
- ③ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
 <記入例>「2025 年日本国際博覧会 迎賓館運営業務委託」提案書 株式会社〇〇（法人名）
- ④ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

5 説明会

実施しない。

6 審査の方法

(1) 審査方法

- ① (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者を決定する。
- ② 審査の結果、100 点満点中 60 点に満たない場合は選定しない。また、審査項目において 1 項目でも 0 点がある場合も採択しない。
- ③ 審査は、書類審査にて行う。なお、選定委員が提案内容の理解を深める目的としてプレゼンテーションの機会を設ける。プレゼンテーションの日時及び概要は事前に通知を行う。なお、リアルで開催する場合は大阪での開催を想定。
- ④ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ⑤ 優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目（評価のポイント）及び配点は次の通りとする。

審査項目	審査内容	配点
業務実施体制	○各業務の遂行にあたり必要な実施体制が構築されているか。 ○賓客接遇や飲食提供において経験やノウハウ等を有し、本事業を的確に遂行できる人材を有しているか。 ○外国賓客・皇室を接遇した経験があり、適格なオペレーションができる人材を配置できるか。	15 点
賓客接遇業務	○賓客接遇施設に相応しい運営方法を提案されているか。 ○接遇方法に「おもてなし」を感じられる工夫が提案されているか。	10 点
飲食提供・サービス	○日本食・食文化の発信、国産・被災地食材等を活用する方針がとれているか。 ○和食の提供をどのようにおこなっているか。 ○多様性の尊重が提案されているか ○国内外の賓客をもてなすにふさわしい魅力ある会場づくりが提案されているか	15 点
清掃業務	○定期清掃、特別清掃について作業内容、清掃作業員人数が適切に計画されているか。	5 点
持続可能な社会への取り組み	○企業理念や経営方針として常に持続可能な社会への取り組みを実施しているか。 ○SDGs 達成に向けたフードロスや資材循環、環境、健康等に関する持続可能な取り組みについて具体的な提案がされているか。 ＜具体的な取り組み例＞ ・食品ロス削減推進への取り組み ・多言語対応・ユニバーサル対応への取り組み 等	5 点
危機管理体制 (安全管理) (食品衛生)	○コンプライアンス体制・リスク防止策が計画されているか。 ○食品衛生・品質管理・感染症対策など、食の安全安心を担保する体制が整っているか。 ○事故防止や防災防犯・クレーム発生時の対応等の安全管理体制が整っているか。	5 点
事業実施能力	○事業を行う上で適切な財政基盤、経理能力を有しているか。 ○国や自治体からの委託事業を受託した経験があるか。	5 点
実績	5 年以内において外国賓客・皇室への接遇実績及び飲食提供の実績を有しているか。	10 点
価格点	価格点・・・30 点満点 (30 点 × (入札価格のうち最低価格/自社の入札価格))	30 点

(3) 審査結果

- ① 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知する。
- ② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会 迎賓館運営業務委託】において公表する。
 - ア. 最優秀提案事業者（名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点・提案金額）
 - イ. 全提案事業者の名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名） ※50 音順
 - ウ. 全提案事業者の評価点 ※得点順（応募者が 2 者であった場合の次点者の得点は公表しない。）

エ. 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント

オ. 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

- ① 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の提案事業者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募した提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

- ① 定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明すること。）
- ② 法人登記簿謄本（１部）（発行日から３カ月以内のもの）
- ③ 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
 - ア. 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - イ. 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）
 - ア. 貸借対照表
 - イ. 損益計算書
 - ウ. 株主資本等変動計算書
- ⑤ 使用印鑑届（様式 11：原本 1 部）
- ⑥ 印鑑証明書（原本 1 部）
- ⑦ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 9：原本 1 部）
- ⑧ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 10：原本 1 部）

※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから２営業日後の 17 時までに提出をすること。

7 契約手続きについて

契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で、契約を締結する。

- (1) 協会は、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約候補者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。その際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- (4) 契約締結に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨

の誓約書（様式 10）を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

- (5) 契約締結に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 9）を提出すること。
- (6) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約候補者としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約候補者は、契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
 - ① 契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約候補者が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ④ 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑥ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
 - ⑦ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑧ 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

8 持続可能性の確保

- (1) 契約候補者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約候補者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf
- (3) 契約候補者は、協会がサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約候補者は、協会が調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約候補者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5) 協会が契約候補者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約候補者は、改善に取り

組み、その結果を協会に報告しなければならない。

9 その他

- ・ 提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治四十年法律第四十五号）等を遵守すること。
- ・ 本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする